

北海道立北の森づくり専門学院 高等学校における森林講座の支援要領

制 定 令和5年12月1日 北森第882号
一部改正 令和6年4月1日 北森第15号

第1 趣旨

森林は、持続可能な開発目標（SDGs）の17の目標の中の一つに「持続可能な森林の経営」として掲げられるなど様々な目標の達成に貢献すると考えられており、森林づくりや林業・木材産業に対する関心が高まっています。

北海道立北の森づくり専門学院（以下、「北森カレッジ」という。）では、北海道唯一の林業・木材産業の専修学校としての教育ノウハウを活用し、高校生の北海道の森林づくりへの理解の促進を図るため、高等学校における森林講座の実施を支援します。

第2 支援対象

上川管内に所在するすべての高等学校

第3 支援する森林講座の区分

- (1) 基礎講座
森林・林業・木材産業の基礎知識に関する講義及びグループワーク
- (2) エクスカーション
林業、木材産業の生産現場等の見学及び体験
- (3) 北森カレッジ訪問
北森カレッジの教育内容の見学及び体験

第4 支援内容

- (1) 基礎講座の講師派遣
- (2) エクスカーションにかかる生産現場等の見学先のコーディネート
- (3) エクスカーションのファシリテーター派遣
- (4) 北森カレッジの見学案内、模擬授業の実施

第5 森林講座の支援の申請

第3に掲げる森林講座を実施しようとする者は、講座実施日のおおむね2ヶ月前までに別記様式第1号の申請書を北海道立北の森づくり専門学院長（以下「学院長」という。）に提出して下さい。

第6 森林講座の支援内容の通知

学院長は、第5の申請書の提出があったときは、支援の内容、学院の行事等の状況を確認し、支援が可能と認めた場合は、申請者に対し速やかに別記様式第2号によりその旨を通知します。

第7 森林講座の活動報告

森林講座を実施した者は、速やかに別記様式第3号の報告書を学院長に提出して下さい。

附則 この要領は令和5年12月1日から施行する。

附則 この要領は令和6年4月1日から施行する。